

京都市告示第636号

平成24年3月22日京都市告示第448号（緑化面積算定基準）の一部を次のように改めます。

令和4年3月29日

京都市長 門川大作

第1条中「第65条第3項」を「第67条第3項」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)